

■高校入試時の持参物

「広島県公立高等学校入学選抜実施要項」に、検査場内への携行品の取り扱い等について、下記のように記載されています。また、ある公立高校では、さらに踏み込んで具体的に記載しています。

・格言や英単語、和歌、四字熟語等が印刷された鉛筆など、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

文具について、みなさんが現在、中学校の授業で使用している文具で、上の例に当てはまるものが多いと思います。キャラクターやメーカーの英単語ロゴの入っているもの、折りたたみ式で分度器の目盛りのついた定規、などです。入試まで時間がありますので、少しずつ入試を意識した文具に変えていきましょう。

学力検査受検上の留意事項（検査場内への携行品の取り扱い等）について

学力検査（一般学力検査及び自校作成問題による学力検査。以下同じ。）時の検査場内への携行品の取り扱い等については、次のとおりです。

1 検査場内への携行品（持込みができる物品）の取扱い

(1) 受検票

受検票は、机上の前方に置き、監督者が見やすいようにしてください。

(2) 受検票のほかに持込みができる物品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみです。

- ① 鉛筆、シャープペンシル
- ② 鉛筆削り
- ③ 消しゴム
- ④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
- ⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
- ⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできません。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできません。

(3) 物品の貸借の禁止

受検中は、他の受検者から物品を貸借することは認められません。

2 不正行為への対応

各教科の検査開始後に、検査場内に1に示す持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなします。

不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなります。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となります。